令和5年6月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和5年6月22日(木)午後2時00分から午後4時13分まで

2 場 所

唐津市役所 4階 大会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮﨑美和、篠原智文、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育企画課長 白水哲也、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 森德雄、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古場真由美、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 山本功、相知市民センター産業・教育課長 田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 大石紳太郎、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育課長 濱口和彦、呼子市民センター産業・教育課長 藤松光彦、七山市民センター産業・教育課係長 市丸里恵、生涯学習文化財課係長 川崎真美、近代図書館係長 松谷由香里、教育総務課係長 竹下慎也、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第41号 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 制定について

【原案どおり可決】

議案第42号 唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定 について

【原案どおり可決】

議案第43号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第44号 唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施 行期日を定める規則制定について

【原案どおり可決】

議案第45号 唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する 規則制定について

【原案どおり可決】

議案第46号 唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程の制定 について

【原案どおり可決】

議案第47号 出張所の廃止に伴う財産の管理替について 【原案どおり可決】

議案第48号 唐津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について 【原案どおり可決】※

議案第49号 唐津市いじめ問題対策委員会委員の解任及び任命につい て

【原案どおり可決】※

議案第50号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について 【原案どおり可決】※

議案第51号 唐津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

【原案どおり可決】※

※非公開(人事議案のため)

(2) 協議事項

唐津市立学校通学区域審議会に対する諮問について

- (3) 報告事項
 - ① 教育長報告
 - ② 各課報告事項
 - ・6月市議会定例会の報告について
 - ・特別展「はしもとみお彫刻展 いきものたちの詩」について
 - ・共催及び後援について
 - · 教育委員会行事予定
 - ③ その他

【定例会】

午後2時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として石山委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを 承認した。

それでは、議事に入りますが、まず、会議の非公開についてお諮りします。

議案第48号から51号までについては、人事議案のため、会議規則第11 条第1項により非公開といたしますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、この4件については非公開といたします。

それでは、議案に入ります前に事務局から協議事項について申入れがあって おりますので、よろしいでしょうか。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。協議事項、唐津市立学校通学区域審議会に対する 諮問については、議案第48号の唐津市立学校通学区域審議会委員の委嘱に関 連する協議事項となりますので、人事議案の審議後、協議させていただきたく 申入れさせていただきます。よろしくお願いします。

〇教育長 (栗原宣康君)

ただいま申入れがありました協議事項の順序についてはよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございます。

それでは、唐津市立学校通学区域審議会に対する諮問につきましては、全議 案の審議後に協議することを了承し、議案に入ります。

それでは、議案に入ります。

今日は、議案、それから議会報告と内容がたくさんございますので、手際よく進めてまいりたいと思います。

それでは、議案第41号について、事務局お願いします。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。議案集第1の1ページをお願いいたします。

議案第41号 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定 についてでございます。

改正理由といたしまして、唐津市西部学校給食センターの設置及び肥前学校 給食センター、鎮西学校給食センター及び呼子学校給食センターの廃止に伴い、 教育委員会事務局内の組織及び分掌事務を見直すため、改正するものでござい ます。

改正内容につきましては、5ページから7ページまでの新旧対照表にて説明 させていただきます。右側が現行、左側が改正案となっております。

5ページの第2条、組織の改正として、学校給食課の「東部学校給食センター係」と「西部学校給食センター係」から「係」の文言を削りまして、それぞれ「東部学校給食センター」と「西部学校給食センター」といたしております。

次に、肥前市民センター産業・教育課、鎮西市民センター産業・教育課及び 呼子市民センター産業・教育課の係等からそれぞれ学校給食センターを削って おります。

次に、第7条、分掌事務の改正でございます。

教育企画課の「新給食センターの企画に関すること。」と教育総務課の「新給食センターの建設に関すること。」を削りまして、学校給食課の「給食センター内の連絡調整に関すること。」を「学校給食調理場内の連絡調整に関すること。」に改正しまして、「東部学校給食センターの管理に関すること。」を「学校給食センターの管理に関すること。」に改正し、「新給食センター整備に関すること。」及び「新給食センター稼働に伴う調整に関すること。」を削っています。

また、肥前市民センター産業・教育課、鎮西市民センター産業・教育課及び呼子市民センター産業・教育課の「学校給食に関すること。」を削っております。

そのほか、関係法の条項の改正、字句の整理をさせていただいておりまして、

施行期日は令和5年7月24日としております。

8ページから13ページにかけましては、現行の教育委員会事務局組織規則 をそこに挙げさせていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第41号について質問や御意見はございませんか。

特に文言の整理ということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第41号については御承認をいただきました。

議案第42号について、事務局お願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。議案集第1の14ページをお願いいたします。

議案第42号 唐津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

令和5年7月1日付で唐津市湊出張所、唐津市切木出張所及び唐津市打上出 張所が廃止されることに伴い、改正するものでございます。

改正内容でございますが、17ページの一部改正新旧対照表で御説明させて いただきます。

第2条第3項中「唐津市市民センター及び出張所設置条例」を「唐津市市民 センター設置条例」、また、「第1条に規定する市民センター及び出張所」を 「第2条に規定する市民センター」に改めるものでございます。

なお、関係条例を18ページに記載しております。

施行期日は、条例の施行期日に合わせまして令和5年7月1日からといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第42号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第42号については御承認をいただきました。

議案第43号について、事務局お願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。議案集第1の20ページをお願いいたします。

議案第43号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を 改正する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市立北波多中学校テニスコートを開放施設として定めることに伴い、改 正するものでございます。

改正内容でございますが、23、24ページの一部改正新旧対照表で御説明 させていただきます。

まず、第3条中「別表」を「別表第1」に改め、第4条第1項中「別表2」を「別表第2」に改め、第8条第4号中「前各号」を「前3号」に改めるものでございます。

次に、別表中、テニスコートの開放学校名欄に「北波多中学校」を新たに加えます。

施行期日は、令和5年6月22日からといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第43号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第43号については御承認をいただきました。

議案第44号についてお願いいたします。

〇学校給食課長(岡田和幸君)

学校給食課でございます。議案集第1の29ページをお願いいたします。

議案第44号 唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期

日を定める規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市西部学校給食センターの設置に伴いまして改めました唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例で、施行期日を教育委員会規則で定める日からと規定しておりましたので、今回、御提案するものでございます。施行期日は、令和5年7月24日といたしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第44号について質問や御意見はございませんか。

肥前、鎮西、呼子がなくなって、西部学校給食センターとなるということに 伴う条例の改正です。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第44号については御承認をいただきました。

議案第45号について、事務局お願いします。

〇学校給食課長(岡田和幸君)

学校給食課でございます。議案集第1の33ページをお願いいたします。

議案第45号 唐津市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 制定についてでございます。

提案理由でございますが、西部学校給食センターの設置に伴い、改正するものでございます。

改正内容でございます。

36ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条の表中「唐津市肥前学校給食センター」、「唐津市鎮西学校給食センター」、「唐津市呼子学校給食センター」を「唐津市西部学校給食センター」と改めております。また、所管の欄について、東部学校給食センター及び西部学校給食センターそれぞれで配食する地域に改めております。

次に、第3条の職員のうち「運転手」を削除しております。

理由といたしましては、東部学校給食センター同様、西部学校給食センター

におきましても給食の配送業務を民間委託しておりますことから、職員が配送 を行う必要がなくなったためでございます。

最後に、第4条の職務のうち所長の職務について、「上司の命を受けて」を 追加しております。

なお、施行期日は令和5年7月24日といたしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第45号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第45号については御承認をいただきました。

議案第46号について、事務局お願いします。

〇学校給食課長(岡田和幸君)

学校給食課でございます。議案集第1の39ページをお願いいたします。

議案第46号 唐津市西部学校給食センター学校給食費会計規程の制定についてでございます。

提案理由でございますが、 唐津市西部学校給食センターの設置に伴い、 制定するものでございます。

内容についてでございます。41ページをお願いいたします。

この中で、学校給食費会計規程につきましては、唐津市学校給食管理運営規則第4条第7項で「校長又は所長は、教育委員会の承認を得た上で、学校給食費の会計に関する規程を定めなければならない。」と規定されていることから、今回、会計規程を定めるものでございます。

第1条で趣旨、第2条で会計年度について規定しております。

第3条で予算及び決算について規定しておりまして、予算については保護者の代表による承認を、決算については監査を受けなければならないとしております。

第4条で収入及び支出の科目について規定しております。

第5条で備付帳簿について規定しております。

第6条で学校給食費の1食当たりの基準額について規定しておりまして、西部学校給食センターでは年額で小学校4万9,500円、中学校5万7,750円とし、年間の喫食回数、小学校で196回、中学校で190回で除した額としておりまして、10円未満の端数は切り捨てて算出することとしております。この方法で算出いたしました1食当たりの基準額は、小学校で250円、中学校で300円となるものでございます

第7条で給食費の納付方法について規定しております。納付書払い、口座振 替、現金納付などで納付できると規定しております。

第8条で給食費の還付等について規定しております。

第9条で学校給食費の未納者に対する督促、催告について規定しております。

第10条で経理に関する留意事項について規定いたしております。

第11条で会計事務の点検について規定しております。

第12条で関係帳簿の保管について規定しており、その期間を5年間といた しております。

第13条で、この規程に定めるもののほか学校給食会計に関し必要な事項については、所長が別に定めることとしております。

なお、この会計規程につきましては、現在、東部学校給食センターで運用している規定と齟齬がないよう内容のほうを確認しながら、策定をしておるところでございます。

施行期日につきましては、令和5年7月24日としております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第46号について質問や御意見はございませんか。

〇教育委員 (石山貴子君)

よろしいですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

〇教育委員 (石山貴子君)

第7条の43ページの5番、児童または生徒が不登校による学校給食停止を

学校長より通知した後に、不定期な登校をする場合は、5日前までに人員変更 の通知をすれば、実施回数及び基準額により算定するとなっていますので、給 食費は毎月月末に納付しなければならないとなっております。こういった場合 には、算定後に個別に納付書が送られるということですか。

〇学校給食課長(岡田和幸君)

お答えいたします。

事前に分かりました分につきましては、その分を差し引いた形での納付のお 願いをする形になっております。

以上です。

〇教育委員 (石山貴子君)

分かりました。

〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

〇教育委員 (石山貴子君)

はい。

〇教育長 (栗原宣康君)

不登校になった場合、早くから給食が止まるということはあまりなくて、 ずっと続いてしまって、ある時期で親御さんと相談してというような形になる のかなというケースが多いかと思いますね。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第46号については御承認をいただきました。

議案第47号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

生涯学習文化財課でございます。議案集第1、47ページをお願いいたします。

議案第47号 出張所の廃止に伴う財産の管理替についてでございます。

提案理由は、令和5年7月1日付で廃止される湊出張所の建物並びに打上出

張所の建物及び土地について、廃止後は隣接している公民館の一部として管理 するため、教育委員会事務局生涯学習文化財課及び鎮西市民センター産業・教 育課へ財産を管理替えするものでございます。

48ページをお願いいたします。

管理替えする建物及び土地は、湊出張所が建物の面積90平米で、生涯学習 文化財課が管理をいたします。

打上出張所につきましては、建物の面積が26.75平米、土地の面積1,949.12平米、こちらにつきましては鎮西市民センター産業・教育課が管理を行います。

49ページと50ページに湊公民館及び出張所の位置図と平面図をつけております。

また、50ページから53ページに打上公民館及び出張所の位置図、平面図、 土地図面を掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

議案第47号について質問や御意見はございませんか。

〇教育委員 (篠原智文君)

1つ、いいですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

はい、どうぞ。

〇教育委員 (篠原智文君)

3つのうちの2つ、これを提案されていますが、切木のほうは何か使う計画 があるんですか。

〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

〇教育副部長兼生涯学習文化財課長(坂口政江君)

切木出張所につきましては、施設が単体となっておりますので、その建物を 廃止するということになっております。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

打上と湊は隣接が公民館なので、教育委員会のものということで管理替えを すると言っていますけれども、切木はくっつかないということで……

〇教育委員 (篠原智文君)

もうなくなる。

〇教育長 (栗原宣康君)

なくなります。

〇教育委員 (篠原智文君)

分かりました。

〇教育長 (栗原宣康君)

ほか、ございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、議案第47号については御承認をいただきました。

次に、報告事項に入ります。

A4の別資料を御覧ください。

6月11日日曜日は唐津市教育の日でした。各小・中学校でそれぞれ工夫した教育の日の企画がございました。先ほど宮﨑委員さんからも浜玉町の青少年健全育成大会、金持選手の講演はとてもよかったというお話を伺ったところですけれども、ふれあい道徳や緊急時の保護者引渡しがかなり多くの学校で設定をされていました。

また、講話として情報モラルだったり、救急救命の講習があっていたり、S DGsの講話やマナー講習などがあっておりましたし、県警の音楽隊が今年は第五中学校で、それから、その次の地域で青少年健全育成大会は浜玉町と、それから厳木のカノエラナさんのトーク&ライブということで、とてもよかったという話を聞いておりました。いろんな企画で、それから、今年は参加者がたくさん来ていただいていて、学校教育課の調査では、長松小は来られた方が1、000人を超えていました。鏡山小は1、400人を超えた方がお見えになっていたようですけど、たくさん御参加いただいたようです。

参考として、6月15日に公表されました来年度、今年採用選考なんですが、 来年度の教員採用選考の申込み状況が上がっておりました。過去5年間の経緯 をここに載せておりますが、これは小中高を合わせた倍率なんですけど、令和 3年度は3倍だったのが今度は2倍まで下がっています。小学校が今度、採用 募集が180。ここ三、四年、190だったのが180になりましたけれども、 去年1.4倍だったと思いますが、今度小学校は1.2倍に下がっておりまし て、非常に厳しい状況になってきております。日程については、ここに示して いるとおりです。

また、秋選考について、昨年度はこの時点で11月の何日ですみたいな公表 があっておりましたけれども、今回はまだ確定しておりません。

また、下から2つ目の米印ですが、離島特別選考についても、今年も若干名の採用を予定していただいているようです。

以上です。

それでは次に、各課の報告事項です。

まず、6月市議会定例会の報告についてお願いします。

〇教育部長(中山 誠君)

報告事項①の資料のほうをお願いいたします。

今回、議案質疑3名、一般質問111名と多くの議員さんから御質疑、御質問をいただいております。御覧のとおり非常にボリュームがございますので、内容につきましては、幾分駆け足になることを御了承いただきたいと思います。

それでは、1ページをお開きください。

1番目が進藤議員です。ページのほうは1ページから9ページになります。 進藤議員、学校給食費等支援補助金、こちら1本の御質疑でございました。

まず1番目として、令和4年9月補正、昨年度補正と同様の学校給食費等補助金の効果、指導、現況と補助後の給食の実態について質疑がなされました。

令和4年度の学校給食費等補助金につきましては、令和4年度の食材費の上 昇率を約8%と見込みまして、その相当額の小学生4,180円、中学生4, 796円を、児童・生徒数に乗じた金額を一律に各学校給食会計に補助してお ります。効果といたしましては、この補助金を活用していることにより、令和 4年度1年間は給食費を値上げすることなく、質量ともにバランスの取れた学校給食を提供することができたこと、また、予算議決後、学校とか給食センターの職員に対しまして説明会を開催しまして、この補助金を十分活用して、物価高騰以前と量と栄養バランスの取れた給食を提供するよう説明、指導いたしました。

実際に補助によって給食の内容がどのように変わったかということにつきましては、食材費が高騰する中、昨年度、給食の範囲で栄養のバランスの取れた献立を工夫して提供するために、ともすればデザートとか、児童・生徒への給食の楽しみといった部分について削らざるを得ない状況もございましたが、この補助金を活用することにより、それまでやむを得ず減らしていた品数やデザートの回数を増やしたり、あるいは使用する食材を安価なものに代えることなく調理ができるようになったりするなど、食材高騰の影響に左右されることなく給食の提供を行うことができたと回答しております。

次のページになりますが、それでは、実際にデザートの回数は増えたのかということを問われまして、幾分増えておりますということを答弁しております。 そして、それについて、市教委から補助金で、いわゆるぜいたくと申しますか、 内容のグレードアップした給食を提供していいという指示をしたのかという御 質問がありましたことに対しましては、あくまで補助金を活用して食材高騰前 の水準に戻していただきたいとお願いしていると答弁しております。

次に、4番目になりますが、補助金交付後の給食会計の繰越金の増額、補助金を交付した後、前年よりも繰越金が増えているんじゃないのかと御質疑を受けまして、全給食会計18のうち6会計において繰越金が増えておると。また、デザートの回数が増えたところについては、補助金が出るまでの間にどうしても抑えざるを得なかった部分を補助金の範囲内で可能な限り提供したいという現場の思いの表れであると考えるが、給食会計に対しましては適切な支出をするよう指導していく必要があると答弁しております。

次に、3ページの7番目になりますが、補助金申請について、補助金の使い方とかの現場への説明会は議決から1か月後に行われたため、現場の執行が遅くなったのではないかということを問われまして、そのことも繰越金が増えた

一つの要因であったかなということを答弁しております。

続きまして、4ページの一番下段になります。先ほどの説明は昨年度の補助 に係る部分でございましたが、4ページの一番下段の11の項目ですね、こち らからが今回の補正予算に係る質疑になります。

まず、本年4月に行った給食の値上げの今回の補助金の考え方、あるいは経緯についてということで答弁を求められました。これには、食材費の値上がりが続く中、質や栄養価を低下させることなく、安定した給食を提供するために各調理場において積算された金額について、市の学校給食運営委員会の諮問を経て、令和5年度の値上げを行ったこと、また、値上げ後の本年4月に国の地方創生臨時交付金が活用できることになりまして、その推奨事業メニューの一つに物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するために小・中学校等における学校給食費等の支援、これが示されたことから、今回値上げに伴う保護者負担増の軽減に係る補助と併せて、値上げ後に決定された牛乳代上昇分の補助について予算計上いたしましたということを答弁いたしております。

次に、5ページの12、真ん中ほどになりますが、国の交付金があったから 予算を上げたのかといった問いに対しまして、さきの3月議会で給食費の値上 げに対する補助の考えについて質問をなされた際、今後、国、県等の補助があ れば活用させていただきたいと答弁したこと、また、本年4月の給食費値上げ に伴い保護者の負担増になっているということから交付金の活用を決めている と答弁いたしております。

その次、13番になりますが、牛乳の値上げが予測できなかったかということを問われまして、給食の牛乳の単価は給食費の値上げ決定後に県の入札で決定されております。このため、事前の推計はちょっと困難でありますということを答弁いたしまして、今後は県に対して早めの情報提供をお願いするなど、可能な限り給食費に反映させたいと答弁をいたしております。

そこで、次のページの15番になりますが、給食費の値上げ額は給食会計で 異なり、各給食会計で令和5年度の値上げ額というのが、実際値上げをされて いないところもあり、値上げしたところについても値上げ幅の大小というもの がございました。要は、まちまちであったというところでございます。それに 対して、値上げ額は給食会計で異なる中で今回一番値上げ幅が大きかった小学校、中学校、一番値上がった額ですね、こちらのほうを基礎として、その金額を一律、市内全ての小・中学校の児童・生徒を対象にして補助しますという制度設計だったんですけれども、最も高い値上げ額を一律に補助することについて、値上げ幅はばらばらなのに一律で同じ額を補助するということについて質疑がなされました。

これに対しましては、令和5年度の学校給食費値上げ相当額と給食費値上げに反映できなかった牛乳の値上がり相当額を各給食会計に補助させていただくと。給食費値上げ相当額については、各会計ごとに令和5年度の値上げ額は異なりますが、平等性ということの観点から、値上げ幅は違うけれども、補助の金額は同額にすべきという判断で、牛乳代の値上がり相当額とこの値上げ相当額を足した小学生3,376円、中学生3,990円を一律に支援させていただきたいということを答弁いたしました。

これを受けまして、16番と次の17番の部分で、値上げ分だけを補助するのが平等ではないかといった趣旨で問われまして、これについては、昨年度の補助を検討する際、当初は給食を食べる児童・生徒のみを対象にした制度設計としておりましたが、議論の中で平等性――そこでも平等性という言葉が出たんですが、平等性の観点から、給食を食べる食べない、給食費を払っている払っていないにかかわらず、全ての児童・生徒に同額補助するという判断を昨年の補助のときにした経緯がございます。このため、市教委としては今回の補助についても昨年と同様、全ての児童・生徒を対象にして同じ金額を補助するべきであろうという考え方に基づいて決めさせていただきましたという答弁をいたしております。

その後、18番から19、20、次のページに行きまして、21、22と、この辺りで学校給食の実施主体や学校給食会計の管理者についての質疑をいただきまして、最後に9ページの28番のところになりますが、最終的に昨年度は給食会計への補助であったと。一方、今年は値上げした分の保護者への補助。要は、昨年度は給食費を値上げしないために給食会計に補助をいたしました。今年度は、実際5年度に値上げをしておりますので、その値上げに対する補助

というところで、考え方が違うというところで、それについてはいいのかということで問われまして、今年度の給食費の値上げによりばらつきがあるものの、 負担が増えている保護者さんもいらっしゃるというところで、その方を主眼と して早急に支援を行いたいという考えで補正予算のほうを上げさせていただい たということで質疑のほうを終わっております。

こちらのほうは、本日、6月市議会最終日でございましたが、所管の総務常任委員会のほうから附帯意見をいただきました。その内容については、今後、食材費の値上がりにより給食費を値上げせざるを得ない状況になった場合において制度設計をきちんとやって、その食材費への補助という形で使う必要が出たときに再度委員会のほうに報告をしなさい、審議を受けなさいということで附帯意見をいただいております。こちらのほうの説明は以上です。

次に、10ページになります。岡部議員です。岡部議員は西部学校給食センターの整備事業費について、こちらのほうは2か年度の継続事業で行っておりますので、令和4年度から令和5年度に繰り越した事業費に関する質疑をされております。

まず1番目に、繰越しの理由と繰越しの対象事業ということで、令和4年度 から令和5年度の継続費を設定しており、令和4年度建築工事と電気設備工事 と管理業務において出来高が上がると。だから、その分についてはお支払いを して、令和4年度予算の残額を繰り越したと。出来高が上がらなかった給排水 設備、空調設備、外構工事については、全額を令和5年度に繰り越したという ことを答弁しております。

次に、工事の完了予定についてということで、建築工事が本年7月18日、 外構工事が8月18日であることと、また、3番目に西部学校給食センターの 給食開始までのスケジュールにつきまして、建築完了後、調理備品等を購入し て、8月上旬には調理員に対し、調理設備の基本操作説明と実際の練習と。下 旬には各調理工程の最終確認を終えて、2学期から給食提供を開始する旨を答 弁しております。工事は順調に進んでいる、給食開始も今のところ予定どおり 行う予定であるということを答弁しています。

次に、11ページ、こちらは大宮路議員さんです。2項目で質問されていま

す。ページは11ページから14ページになります。

1項目めが社会教育コミュニティ助成金についてということで、まず事業概要と内訳についてということで、事業の内容ですね、どういった備品が対象になるのかということを説明しております。

2番目、このコミュニティ助成金の申請状況とどういった団体が、幾つぐらいの団体が申請されたのかということで聞かれておりますので、令和5年度の申請自体は3団体でなされたと、実際採択されたのは鏡辻町内会の1団体だったという答弁をいたしております。

3番目に、コミュニティ助成金以外に市の独自の補助として公民館類似施設整備補助金というものがございます。それの補助対象や補助率について、コミュニティ助成金とどのように違うのかということを答弁いたしています。

13ページをお願いします。

2項目めです。大宮路議員さん、こちらは学校給食費等支援補助金、1番目 の進藤議員さんと同じことについて質疑をなされています。

1番目に、補助金の支給方法についてということでの問いに対して、9月から12月までの給食費の額から補助金を差し引いて給食費を徴収と。給食費を全納、全て納められている保護者については、12月末までを目途に補助金額相当分を還付すると。

2番目に、一中と五中は選択式弁当給食だがという問いがあったので、一中と五中についても、9月から給食センターの稼働で統一した支援を行うと。

3番目に、9月1日に在籍する児童、いわゆる補助の基準日、どの時点で在籍する児童・生徒に補助するのかということで質疑がありまして、これについては9月1日を対象とすると。

4番目で、じゃ、1学期中に転校したような子どもは対象とならないのかということで、9月1日を基準日とするならば、在籍していない児童は対象とならないと。

5番目に、1学期で転校した方についても補助するべきじゃないのかという 質疑がありましたので、これについては、補助事業については、ある意味、特 定の日というものを基準日として、その方を対象にするということが必要にな りますので、基準日というのは設ける必要がございますという答弁をしております。ただ、これについては年度初めとするとか、そういったことも検討の余地はあるということで答弁をいたしております。

6番目に、この改訂内容でございますが、補助の内容についてどういった形で周知するのかという質疑がございました。これについては、学校とか給食センターへの説明後、給食費の減額時期や金額、先ほど申し上げた前納者、全て納めてある方への還付の時期等の内容を各学校から保護者に対して文書で通知しますと。

7番目に、今後、市独自の支援は考えないのかということに対しては、まず、 現在実施している就学援助等の学校給食費の支援制度について周知をしっかり 行いたいと。また、今回の臨時交付金同様、今後、国、県の臨時財源があった ら積極的に活用したいと。

8番目に、さきの3月市議会で値上げ補助はしないと言っていたが、なぜ今補助するのかという質疑を受けております。確かにさきの3月議会で補助の質問がございましたけれども、そのときには国、県等の補助があれば活用したいという答弁をしておりますので、今回、国の臨時交付金が活用できることになったので、補助として補正予算をお願いしたということを答弁しております。

議案質疑は以上のお三方で終わりでございます。進めてよろしいでしょうか。

〇教育長 (栗原宣康君)

これまでで、何か議案質疑のところでございますか。

また関連したことも出てまいりますけれども、今、何か篠原委員さん、ありますか。

〇教育委員 (篠原智文君)

給食費の前納の場合の還付というのは、個人の口座に戻す形なんですか。

〇教育部長(中山 誠君)

そうですね、給食費の引き落とし口座に戻すと。ただ、先ほど中身で申し上 げましたとおり、議会側の附帯意見というものがつきましたので、あくまで保 護者の負担増に対する補助という形では執行できないという形になりました。 ですので、昨年同様、給食費を今後上げないための給食費会計への補助金投入、 そういった状況になってから執行を、また審議といいますか、委員会に報告して説明をしてくださいということでいきますので、今回の補正予算につきましては、あくまで先ほど申し上げたとおり給食費を上げないため、食材費が今後上がって給食費を上げざるを得ないような状況に、その補助金を使って給食会計に補助をして給食費を据え置くといった使い方をしなさいといった附帯意見をいただいております。

〇教育委員 (篠原智文君)

環付はないということですね。

〇教育部長(中山 誠君)

ございません。この議案質疑当時はあくまで当初の想定で答弁を行っておりますので、こういった答弁になっております。

〇教育委員 (篠原智文君)

分かりました。

〇教育長 (栗原宣康君)

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、先へ参りましょう。

15ページから一般質問をお願いします。

〇教育部長(中山 誠君)

一般質問、お一方目です。久保議員です。1項目、御質問いただいています。 不登校支援についてということでございます。15ページですね。

1問目が本市の不登校支援の受皿――受皿というか、対応する機関ということで、受皿のことで質問がなされております。ここでは行政側の受皿として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、適応指導教室スマイル及び青少年支援センターの相談ということで答えさせていただきまして、併せて不登校対策特認校として高島小学校、また、民間の受皿としてスチューデント・サポート・フェイスについて紹介いたしております。

2番目から4番目にかけては、スクールソーシャルワーカー、スマイル、ス

チューデント・サポート・フェイスの役割と現状、そして、市教委、学校との 連携について問われまして、それぞれについてお答えをいたしております。

続く5問目と6問目、16ページと17ページになりますが、こちらではスチューデント・サポート・フェイスについて、佐賀市と武雄市の状況とその課題というものを問われておりますので、佐賀市で68名、武雄市で7名の相談員を配置され、課題については学校現場への周知、それから、そこでの活動を出席扱いとすることへの対応、これの推進ということがあるという旨を回答しております。

続きまして、18ページ、7問目の質問です。教職員の研修について、こちらのほうについては積極的に参加を進めていること、また、不登校児に係る会議や研修の折にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めるなどする旨を答弁しており、続く8問目の不登校支援のタブレット端末の活用については、各学校について今後さらに指導するという答弁をいたしております。

最後、9番目ですが、不登校支援について今後の考え方ということで問われまして、これについては関係機関との連携の充実と担任等への関係機関の情報の問知に努め、今後一層の支援充実につなげたいと答弁をいたしております。

続きまして、20ページ目です。浦田議員です。浦田議員も1項目のみの質問となっております。

子どもたちが健やかに成長できる学校についてとございますが、主に教職員 の多忙化を主眼とした御質問でございました。

1問目、教員のあるべき姿ということで問われまして、2問目で令和4年度の時間外勤務の平均が33時間18分であり、令和3年度からすると1時間程度短くなっていること、そして、3問目で勤務時間短縮に向けた取組について答弁をいたしております。

21ページになりますが、4問目で勤務時間の把握状況を、そして、5問目で退勤時刻の正確な記録について、そして6問目で、それでは、多忙化解消の取組としてということで、県においては新規採用職員の確保、市においてはスクール・サポート・スタッフの配置や生活支援員の増員などの取組について答

弁をいたしております。

次、22ページになりますが、7問目で学校への留守番電話設置の取組と。 全ての学校ではないが設置はしておるという答弁に続き、8問目で部活動停止 日や定時退勤日の把握については、部活動停止日等については学校より積極的 に周知をしていくと。

9問目で、多忙化の原因である定額働かせ放題というふうに書かれていますが、これはいわゆる給特法に関する御質問でございまして、これについては、 学校現場の業務改善計画に基づき指導を続けていきますという答弁をいたして おります。

そして、10問目で、各学校にはどんな具体的な指導をしているのかという ところで、毎回答えていることではございますが、こういった内容での回答を いたしております。

11番目で、学習内容が増加する中での業務改善の対応についてということで、最後のほうで次のページになりますが、人的配置をしながら対応することがベストではあるかと思うが、それらができない分については、市教委としては学校と協力しながら業務改善に努めていきたいということで答弁をいたしております。

次、25ページになります。山下壽次議員です。山下議員は2項目、御質問なさっています。

まず1番目、向島小学校についてという御質問です。

向島小学校は現在休校となっておりますが、平成24年度以降は11年ほど 在籍児童がおらず、休校が続いている状況であると。令和元年度、島に新たに 子どもさんが生まれております。学校について、保護者の方とか島民の方と協 議したところ、学校の再開ということを強く希望されたことから、令和8年度 からの学校再開に向けて検討を進めているところでございます。

こちらのほうは、平成24年度に向島中学校と入野小向島分校について、統 廃合の協議を行ってきております。その協議の中で、中学校については閉校と、 やむなしということで御理解をいただいたんですが、小学校、向島分校のほう についてはどうしてもその時点で閉校というのが、島民の皆さんはやっぱり小 学校は残していただきたいという御意見がありまして、その時点で休校としておりました。そのときのお話としては、今後、該当児童が出てきたときに改めて再開について協議するという約束になっていましたので、お子さんが誕生したということで、協議を行っています。

2番目です。令和8年度からの学校再開に向けてどのように対応していくのかという御質問に対しまして、先ほど申し上げたとおり、校舎が使わなくなって11年たっているということで、学校や教職員宿舎など施設の確認も行っておりますが、当然老朽化がかなり進んでいると、改修には相当の費用がかかることを確認しております。学校の再開に当たって、施設面プラス学校の運営面についても今後しっかりと準備を進めさせていただきたいと答弁をいたしております。

3番目ですけれども、実際それでは、どのぐらいの期間学校を開けるのかという問いに対しましては、島の皆様とお話しした中で、体力的に低学年、1年生から3年生までは島の学校に通わせたいと。4年生からについては本校、つまり、入野小に通わせるということで今お話をさせていただいていますので、再開の期間としては令和8年度から令和10年度までの3年間を予定しております。

次のページです。ほかの離島でもどんどん人口が減っている中で、このような向島同様のケースが出てくるのではないか、その場合はどうしていくのかという問いに対しましては、今回、向島につきましては4年生から入野小学校本校に進学されるということで協議を進めていますので、4年生になる時点で再度向島分校は休校になると。ほかの離島においても、児童数の減少によって今後休校になる可能性はございます。休校となった場合は原則として閉校という形で話をさせていただきますが、離島でございますので、地理的な要因等々もあることから、その際は地域の皆様と協議をさせていただきながら、個別に検討させてくださいということを答弁いたしております。

27ページです。山下議員さん、2項目めです。施設等の利活用についてということで、趣旨としては人口減少がどんどん進んでいると、主に周辺部については過疎化が進んでいて、地域コミュニティーの維持が難しい状況になって

いく中、地域コミュニティーの活動拠点というものの役割が強くなってくるんじゃないかと、市はどう考えるかという趣旨で問いをなさっております。

1番目です。施設等の利活用として児童・生徒数の推移、どのぐらい減っているのという質問をなされています。これについては、小学校の児童数が平成25年度は7,343人であったのに対し、令和5年度は6,395人で約13%減っておりますと。中学校の生徒数に対しましては、平成25年度は3,643人に対し、令和5年度は3,064人と、こちらは約16%減っておりますと。その後、地区ごとの状況というものを答弁いたしております。

次のページ、一番下になります。28ページですが、2番、小・中学校の統 廃合の状況についてということで問われまして、現在、厳木中、肥前中、高峰 中の3校区において統合準備委員会を設置して、統廃合について協議を行って おりますという答弁をいたしております。

3番です。公民館等についてということで、唐津市内の市立の公民館としては25館ございますと。唐津市における公共施設再配置計画においては、公民館の施設配置については小学校区分ごとに1つ、市民センター圏域については圏域区分ごとに1つを基本とするということにしております。また、校区の再編により複数となった場合、例えば、小学校区が統合して、統合した校区にそれぞれ1つずつ公民館があるといった場合については、施設の更新時期に合わせて統廃合を進めるよう統一しておりますという説明をいたしまして、次に公民館における高齢者を対象とした主催講座について説明をいたしております。

山下壽次議員に対しては、教育委員会はここまでの質問でございました。

次に、30ページになります。古藤宏治議員です。古藤議員は1項目だけです。

公民館、類似公民館についてという御質問でございますが、要旨としては、 今、市が進めております有線テレビの光ケーブル、それについて、今まで市が 直営でしていた有線放送というものが民間に移行すると。そこで、今まで類似 公民館ということで減免対象となっていた有線テレビの視聴料というものが、 民間にいくことになることによって減免が受けられなくなる、要は負担増にな るということで、そのことを主眼とした質問でございました。 1番目、公民館、類似公民館のそれぞれの目的や役割について、先ほど申し上げたとおり、公民館は25館あります。一方、各地区の町内会とか自治会が設置する公民館類似施設、いわゆる類似公民館については市内に314施設がございますと。管理運営もそれぞれの地区で行われていると答弁いたしております。

2番目です。それでは、類似公民館のテレビ使用料についてはという問いに対しましては、類似公民館に行っております支援は公民館類似施設整備補助金というものがございますが、これは施設整備、ハード面に対する補助でございまして、施設の維持管理費や運営費については対象としていないと。テレビ視聴料については補助の対象にはしていないという答弁をいたしております。

古藤議員の答弁はここまででございます。この後、総務部所管の有線テレビ 関係の話になってまいりました。

続きまして、31ページです。続けてようございますか。

〇教育長 (栗原宣康君)

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育部長(中山 誠君)

では、続けさせていただきます。

31ページになります。中川議員でございます。中川議員も1項目のみの質問になっております。

本によるまちづくりについてと、ぱっとタイトルを見ただけでは非常に分かりづらいところなんですが、趣旨といたしましては、八戸市が本をまちづくりの柱に据えられて、大きな取組としては市営、市が運営する本屋さんというもの。もう一つは、市内の小学生に対して市内で本を買ってくださいねということで、2,000円の図書券といいますか、そういったものを配られている施策を行われていて、それが非常にいいというところで、唐津市ではこういった取組はできないのかという趣旨で質問されております。

1番目です。まず、市内に本屋さんが何店ぐらい今あるのかということで、 非常に分かりづらいので、インターネット電話帳から見ると9店の掲載がある と。

2番目です。八戸市には先ほど申し上げた市営の本屋さんがあったりとか、 あるいは市内全域に広がる本棚スポットとして、市内の小売店や飲食店とか公 共施設にブックサテライトとして小さな本棚を設置するといった取組をされて いるが、これについて唐津市はどう思うかという質問がなされました。

答弁といたしましては、八戸市の取組は、書店と図書館という違いはあるが、いずれも本と人を結びつける場所という点では本市と八戸市は目的を同じくするものと考えております。近代図書館では身近に本に親しむということで、読書体験のお手伝いとして児童クラブや福祉施設、飲食店などにまとまった数の本を貸し出す団体貸出しという制度があると。こういった形で本に親しむ機会をつくっておりますという答弁をいたしております。

3番目です。八戸市では市民が本に親しめるような取り組みが行われ、マイブック推進事業というのがあると。これが先ほど申し上げた 2,000円分のクーポン券を配るという事業でございます。これについて唐津市はどう考えるかという質問がなされました。

これにつきましては、本市が小学生に行っている読書推進活動といたしましては、学校と連携を図って、学校にまとまった数の本を貸し出す学校に対する貸出文庫を行っておりますと。これについては、調べ学習とか朝の授業が始まる前など一斉読書の際とか、そういったところで学校のほうで活用されていますと。八戸市では、子どもが実際に本を買う体験を大事にされています。ただ、唐津市では、子どもにより多くの本との出会いを大切にしておりまして、その環境を整える学校への貸出文庫等を行っておりますという答弁をいたしております。

4番目です。その学校への貸出制度、Kintoもあブックといいますが、 Kintoもあブックについては非常にいいと思うけれども、これについて実績と事業の評価についてということで質問されましたので、令和元年度から4年度までの貸出実数、校数も実績も伸びております。これと併せて、今後、児童の学力向上や読書環境を推進・貢献する事業であると捉えているので、今後も引き続き継続したいと答えております。 33ページです。5番目に、図書館を市民の憩いの場として活用してもらいたいと考えているがどうかという質問でございますが、図書館では本を借りるということ以外に毎年、子どもの日とか夏のおはなし会など読み聞かせを中心としたイベントを行っていますと。また、こどもの読書週間においては、謎解きイベントを開催し、表彰もいただいていますと。その他、映画やアニメの上映会であったり、人形劇、美術ホールの展覧会など、本に限らず、多様な企画で多くの市民に御来館いただいております。市民の誰もが利用しやすい、本に親しみながらくつろぐことができる空間を提供していきたいと考えていると答弁をいたしております。

最後です。6番目に、電子書籍については今後どのように考えているかという問いに対しましては、県内では既に県立図書館で導入されておりまして、また、今年6月からは佐賀市立図書館でも運用が開始されております。今後、本市における導入については、県立図書館の利用状況や県内他市町の動向を注視して検討を行ってまいりたいと答弁いたしております。

次のページです。

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、ここまでで何か質問はございませんか。

では、先に行きましょうか。また思い出されたら、最後にまたお伺いします ので、先へ行ってください。

〇教育部長(中山 誠君)

34ページです。白水敬一議員でございます。白水議員は2項目ございました。

1項目めは、運動広場、児童公園等のトイレ改修についてということで、教育委員会に対しては、主に学校のグラウンドの屋外トイレについての御質問でございました。

1番目です。運動広場、児童公園等におけるトイレの洋式化の状況について。 答弁といたしましては、学校のグラウンドの総数は併設の小中併設校を考慮す ると48か所あると。そのうち、屋外トイレの設置箇所数は28か所ある。屋 外トイレの洋式化の現状については、28か所中11か所について洋式便器を 設置しておりますという答弁をいたしております。

2番目です。令和元年6月の一般質問からの改修の推移について。元年に同様の質問をされていますので、それ以後、改修がどのように進んだかという御質問をいただきました。答弁といたしましては、令和元年の一般質問の時点から本年6月1日の洋式化率につきましては、男女合わせまして令和元年の洋式化率31.5%に対して令和5年度の洋式化率は37.6%、6.1ポイントの増でございます。整備はある程度進んでおりますという答弁をいたしております。

3番です。今後の整備計画についてということでございますが、新たな設置、新たに屋外トイレを設置するということにつきましては、校舎や屋内運動場の改築工事、あるいは大規模改造工事などの際に整備をしたいと。また、今ある屋外トイレで洋式便器のないトイレにつきましては、今後、洋式便器の設置を検討していきますという答弁をいたしております。

続きまして、2項目めです。35ページになります。不登校対策の充実、強化についてで、また不登校についての御質問です。

1番目です。不登校児童・生徒数の現状と推移、スマイルについてということで、趣旨としてはスマイルの利用がちょっと少ないんじゃないのというところで質問されました。答弁といたしましては、市内の不登校児童・生徒の数は年々増加傾向にありますと。そして、過去3年の推移を申し上げまして、スマイルの説明を行いました。そして、スマイルにつきましては、今後たくさんの子どもたちが利用できるように、適応指導教室スマイルへの通級に対して、遠方から通級する場合に離島の場合は船賃とか、鉄道・バスの場合には運賃を補助する制度があると。今後とも、こういった制度を使いながら、学校現場にスマイルの活動内容など周知の徹底を行うと答弁をいたしております。

2番目です。不登校対策とその効果についてです。不登校対策といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家、適応指導教室、先ほどのスマイルやこども家庭課、そして、児童相談所等の関係機関と連携しながら、チームとして不登校対策を進めております。また、民間ではスチューデント・サポート・フェイスの活用も進めております。不登校は増

加している状況ではございますが、こういった関係機関との連携により、今後 も不断の見直しを行いながら不登校対策を徹底してまいりますという答弁をい たしております。

3番目です。スマイルの利用が少ないが、訪問、周知、対策等をもっとやっていくべきではないのかという御質問を受けております。これにつきましては、議員の言葉は期待の言葉だと考えていると。子どもたちについては、年々心因性の不登校の子どもたちの割合が多くなっていると。この子どもたちに対しては、先ほどのスクールソーシャルワーカー、青少年支援センターの相談員、スチューデント・サポート・フェイス等を紹介しておりますが、まずは適応指導教室スマイルに行って、行ってみたけど継続して通えない子どもたちもおりますと。

ただ、スマイルに通う子どもたちを育てるというのは、スマイルに通える子どもたちということをスマイルへの通級の条件にしておりますので、子どもたちは最初送ってきてもらいながらも、その後はだんだん交通機関を利用してやってくるという状況に変わってきております。卒業した子どもたちについても、これまで20年ほど、ほぼ進路が決まって進学をしておりますので、これが一定の成果であると、さらなる活用が進むように一層紹介を進めていくという答弁をいたしております。

4番目です。文科省の不登校対策の総合対策、いわゆるCOCOLO(ココロ)プランについて、その事業について、その内容を説明してくれという質問でございました。ココロプランでは、不登校の数が急増している事態を受けて、令和5年3月に文科省が策定した不登校対策プランでございます。ココロプランは、3つの柱として、不登校の児童・生徒全てに学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心のSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること、学校の風土の見える化を通じて学校をみんなが安心して学べる場所にすることが3つの柱として掲げられています。そのほか、具体策として6つの項目も示されておりますが、これらの取組を通じて不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指すものでございますという紹介をしています。

5番目です。文科省が考えている不登校特例校などの考え方について教育長はどうお考えかという質問です。不登校特例校というものは、児童・生徒が自分の状況に応じて柔軟に選択を行い、自分のペースで通うことができる学校でございます。現在、公立の不登校特例校は全国に14校あり、少ない状況でございますが、国としては全ての都道府県と政令指定都市に設置を目指しておりまして、今後増えていくものと考えております。ただ、本市においては、まずは情報収集に努めていくという答弁をいたしております。

6番目です。孤独・孤立対策推進法の施行と唐津市の対応についてということで、まずもって孤独・孤立対策推進法とは、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すもので、来年4月に施行されることとなっていると。法律の施行後も全ての人が孤独・孤立から脱却し、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、さらなる連携の充実を図りたいと考えておりますという答弁をいたしております。

7番目です。フリースクールの開設と支援について。フリースクールを新たに開設する方に対して何らかの支援が考えられないのかという御質問がございました。フリースクールに対する行政の支援については、近県では福岡県が設置者に対して、適応指導教室のない江北町や大町町については対象となる児童・生徒の保護者に対して支援を行っている事例というものがあると。教育委員会としては、まずは適応指導教室スマイルや不登校対策特認校の高島小など、これまで進めてきた子どもの居場所づくりの充実を目指し、運用面の見直し等をさらに検討していきますと。その上で、市内に新たなフリースクールの設立の動きというものも、想定、視野に入れながら、設置者、保護者のニーズに応じた支援の在り方について情報収集というものを行っていきたいと答弁いたしております。

8番目です。教育機会確保法に基づく学校以外の学びの機会が提供されるべきと考えるが、教育長はいかにお考えかという御質問でございます。当該法律の中に、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援の必要性がうたわれております。教育委員会としては、不登校児童・生徒本

人及び保護者の心に寄り添って、その状況に応じた多様で適切な学習活動を行 えるよう、この法に基づき必要な対策を講じたいと考えておりますという答弁 をいたしております。

次のページです。40ページになります。宮原議員でございます。2項目、 質問がございました。

まず、1項目めです。スーパーティーチャーについて。まず、議員の趣旨といたしましては、スーパーティーチャーというものを議会の質問を通じて広く知らしめたいという趣旨でございました。

1番目に、スーパーティーチャーの認証制度につきましてということで、平成17年10月の中教審において、スーパーティーチャーについて設置する必要があるとの答申がなされたと。この答申を経て、県では平成20年度に試行導入という形で5名が認証されて、スタートしております。今後も条件を満たす教員をスーパーティーチャーとして県教育委員会が審査し、認証しているといった形の答弁をいたしております。

2番目に、スーパーティーチャーが専門とした科目についてということで、 過去のスーパーティーチャーの専門科目について御質問なされています。令和 5年度は小学校道徳1名、算数1名のスーパーティーチャー認証者、令和3年 度、4年度は小学校で道徳1名、ICT利活用教育で1名、令和2年度には小 学校道徳1名、市内県立高校に国語及びICTで1名在籍していると。それ以 前にも中学校の社会や英語、理科、ICT、高校の国語や英語、理科、ICT でも認証を受けた教員がいると答弁いたしております。

次のページ、41ページでございます。3番目でございます。配置による学校現場の変化についてということで、力量の高い教員に広く専門性を発揮してもらうことで県全体における教員の指導力向上を図るため、ひいてはそのことが児童・生徒の学力向上、学習意欲向上に寄与すると考えております。また、スーパーティーチャー本人にとっても、多様な指導機会を通じて、一層経験や知見が蓄積され、さらなる力量アップが図られると思われると答弁いたしております。

4番目です。スーパーティーチャーの任期や更新について。スーパーティー

チャーは、学校長からの推薦を受けた教員を市教委として推薦するか、あるい は各個人の自己推薦によって県教委の選考委員会の審議を経て認証されます。 その任期は原則1年でございますという答弁をいたしております。

5番目でございます。認証者を確保するための教育委員会の取組についてということで、高い専門性と指導力を兼ね備えた教員がスーパーティーチャーとして広く佐賀県全体の教育に貢献することは大変重要でございますと。本市といたしましても、積極的に推薦したいということで答弁をしております。

43ページになります。宮原議員さん、2項目めです。交通諸課題についてということで、市教委担当には1問だけでございました。電動アシスト自転車に対する市の補助というところから、海青中学校生徒への自転車購入について、市教委として電動アシスト自転車の補助をしているが、その内容いかんということで質問を受けております。

海青中におきましては、4キロ以上6キロ未満の遠距離通学の地域から自転車により通学する生徒のために補助金の要綱を整理いたしまして、通学に使用するヘルメット、自転車及び電動アシスト自転車の購入に要する経費について補助を行っていると。直近5年間の交付状況について述べさせていただいた後、ただ、このうち電動アシスト自転車の補助実績は令和4年度に1名でございましたという答弁をいたしております。

次のページです。44ページになります。進藤議員さんから1項目だけです。 学校給食費公会計化スケジュールの進捗状況です。こちらのほうは、昨年12 月、それから、本年3月に続いて3度目の質問となります。

1番、実施体制についてということで、本年5月1日に第1回目の公会計化 プロジェクトチーム会議を開催して、文科省が示すガイドラインに基づくスケ ジュールから想定される各関係課に対しまして、調整項目の説明及び協力を依 頼しておりますと。以下で、各課個別の依頼内容について記載をいたしており ます。

次のページです。45ページになります。2番目に、5月1日の会議で説明 したということは5月から始めたと考えていいのかということで、関係課との 協議は5月からスタートいたしましたという答弁をいたしております。 これに付随して、給食費公会計化に伴う業務システムの導入納期はいつかということで、現在契約している契約期間としては3月25日までであると。実際、テストができる環境になるのは12月末を予定していると。

4番に、システム導入スケジュールは順調にいっているのかと。発注したばかりでありますが、業者との話の中では、現時点では順調にいくものと考えております。

飛びまして、6番ですかね、運用予算の確保についてスケジュールどおりか ということで、現在想定される事務量を早急に確認して、公会計化に伴う予算 要求の準備を進めている段階であると答えております。

46ページです。7番目として、初年度スタートの必要経費は12月議会の上程でいいと思われるが、実際12月に出していたスケジュールでは9月議会への上程としているが理由はということで、前回お渡ししていたスケジュールにつきましては9月に予算を上程するということを書いておりましたが、昨年12月にスケジュールを組んだ当初につきましては、業務システムを、既存のシステムを利用せずに新たにシステムを利用するという可能性というものがあったため、そのシステムの関連予算として9月の上程を想定しておりましたが、システムについては、今あるシステムを利用することとしたので、12月の補正でよいということで現在は考えていると答弁いたしております。

そして、給食を実際公会計化したときの予算の会計についてはどうするのか という質問に対しまして、市教委では一般会計に組み入れる方向で考えており、 財政課ともその確認を行っている。予算規模は5億円程度とすると答弁してお ります。

これに対して、特別会計を設置したほうが明確にできるのではないかという 声がございました。これについては歳入歳出とも、歳入としては学校給食費、 保護者の皆様からいただく学校給食費であり、歳出については食材費というー つの歳出しかないことから、一般会計で処理をしようとしたとしても適切な経 理ができるものと考えると。またあわせて、全国的にも公会計化を行った自治 体の 9 割が一般会計を選択しているということも踏まえて、本市も一般会計を 選択したいと答弁をしております。 10番は、9割が一般会計ということだが、残りの1割はということで質問を受けましたので、残りの1割がなぜそれを選択したかという詳細な調査は行っていないと答弁をいたしております。

次のページです。11番目です。学校給食費は、離島を除き、西部学校給食センターの稼働に伴い一律になると。そこで、給食費の金額は、以降歳入になるのかと考えているが、値上げによって動くこともあるのかということで問いをいただきまして、答弁といたしましては、来年度の給食費の歳入予算については、今その時点での給食費掛ける人数となり、動くことはないということを回答いたしております。

12番目です。食材購入については、発注は二、三か月前になると思うが、 4月の食材購入についてはどうするのか。答弁といたしましては、12月議会 に関連予算として食材費を補正予算として上程する必要もあるのではないかと 考えております。この後に財務部長に同じ質問を言われましたので、財務部の ほうから債務負担行為というやり方もあるのではないかという答弁をいただい ております。

次です。13番目です。一般会計で12月補正を組んで食材を買うなら、4月に給食費改定が入った後で、会計の中で操作していくのかという問いに対して、そのように考えていると。

14番目で、西部学校給食センターにおける食材調達方法はということで、 西部についても、これまでの東部給食センター同様のやり方、基準で進めてい きたいと答弁をいたしております。

15番目、西部センターができたとき、東部のときもあったけれども、外れてしまうというか、納入業者として今まで納入していた業者が納入できないといった業者が出てくるのではないかという御質問がありました。これに対しても、原則として西部については、現在の西部のエリアにある給食センターとか自校方式、こういう学校に納入いただいている納入業者の皆さんにお声かけをしていると。現在、西部についてはその説明会を行っていると。確かに東部では当初お声かけをして、その時点で数量等の理由によって対応できなくなったところ、あるいは1年やってみて、やっぱりちょっと厳しいということでやめ

られたところがあるとは聞いておりますという答弁をいたしております。

16番目です。私会計での歳入の継承についての質問でございます。現在、 給食会計は私会計、公の会計ではございませんので、公会計、唐津市に引き継 ぐ場合にその継承、引き継ぐことについてどう考えているかという御質問でご ざいました。

答弁の中では、市が債権管理するには6つほど条件があると。この条件をクリアすることが必要であるというところから、委員会としては私会計の未収金、余剰金、滞納分、あるいは繰越分については、各給食会計において事前に精算をしていただきたい、要は引き継がないという方法で考えており、今後、市長部局、財務部と協議の上、方向性を定めたいという答弁をいたしております。

17番目です。今、滞納調査をしているということであるが、過去の滞納履歴があるはずだけれども、何を調査しているのかという質問でございました。これに対しては、本年4月に一旦調べたとき、徴収に対する履歴について判断がつきかねるものがあったため、現在、再調査を行っておりますと答弁しております。

18番目です。債権の徴収の履歴がないということは督促していないという ことかということですので、そういったところも見受けられますという答弁を いたしております。

19番目、どのくらいの学校で履歴が分からないのかという質問がなされまして、現在、市教委のほうで把握しているのは、給食費の滞納については、3つの小学校、3つの給食センターで滞納が起こっているということを確認しております。履歴が現時点で判明できない部分があるのは、主に給食センターのほうであると答弁いたしております。

20番目に、それ以外の学校ではきちんと債権管理ができているということか、それともいつの間にか滞納がなくなっているのかという質問を受けていますので、先ほどの3つの学校、3つの給食センター以外の滞納報告は現時点ではないと。過去の債権については、学校で整理されたものもあるかと聞いておりますという答弁をいたしております。

2 1 番目です。令和 4 年度の補助金の申請を自校方式は校長が、給食セン

ターは運営委員会の会長が行っているが、給食費の管理は校長と所長になっていると、間違っておったのではないかと。補助金の申請は給食センターではなく、給食会のほうで行っていたのではないかという質問を受けていますので、このときは私の答弁が間違っておりました。補助金の申請は、あくまで給食の管理者としては、自校方式は学校長、給食センターは給食センター所長なんですけれども、補助を申請していただくときには、学校の学校長は同じなんですけれども、給食センターについてはセンター長ではなく、センターの給食会に対して行っていたということで、このことを陳謝させていただきました。

22番目です。西部学校給食センターの所長は学校給食課長になるのかと。 現在は学校給食課長が東部のセンターの所長を兼務しておりますが、これについては、西部センター、要は東部と西部の2つのセンターが開設するということに合わせて、係長が常駐しておりますので、係長を所長、要は所長は係長級ということでしたいと答弁しております。

23番目です。給食費の徴収についての検討・準備の進捗状況についてと。 こちらについては現状を報告した上で、徴収方法については原則口座振替とさせていただきたいと。今後、会計課及び金融機関との調整を進めていくと答弁 いたしております。

24番目です。公会計が始まってから新たに出てくる滞納についてどうする つもりかという質問に対しまして、現時点では公会計化での未納が発生した際 の対応マニュアル等の作成には着手していないという答弁をいたしております。

25番目で、マニュアル整備に努めるというものが遅れておるのではないか という質問をいただいています。現時点で生じている遅れについては、今後努 力をしていきたいと答弁をいたしております。

26番目です。予定どおり進めているのはシステムの発注までで、あとは全 て遅れていると。遅れた分を取り戻すというスケジュールを新たに引き直して 示してくださいという質問を受けましたので、そのスケジュールの訂正といい ますか、見直しにつきましては、当然私どもにとっても必要なものであるので、 作成してお示ししたいという答弁をいたしております。

次のページです。27ページまでです。保護者への周知及び給食費引き落と

しに係る金融機関との調整はいつ行うのかということで、2学期からさせてい ただきたいという答弁をいたしております。

最後、28番目です。スケジュールでは6月の初めということになっているが、2学期からということかと。早めに報告したほうがいいのではないかという質問を受けていますので、今後、制度の中身について今から詰めるところが多々ありますと。ただ、概要、アウトラインについてはなるべく早くお示ししたいという答弁をいたしております。

進藤議員は以上でございます。続けますか。

〇教育長 (栗原宣康君)

はい。

〇教育部長(中山 誠君)

53ページになります。原議員です。原議員は1項目になります。通学校の自由化について、要は通学区域の自由化という趣旨で御質問をなさっております。趣旨としては、移住・定住の促進であるとか地域の活性化ということで、ちっちゃな学校について、どこからでも来れるような体制をつくれないかと。これは市内、市外問わずという意味で御質問なさっています。

1番目です。生徒数の偏りによって生じている大規模校、小規模校の課題についてということで、本年5月1日現在の児童数では、一番多いのが1,013人、離島を除いて一番少ないのが28人となっており、大きく差がありますと。大規模校の課題としては、一人一人の個性や行動の把握、きめ細かな指導が困難となる可能性や、学校施設利用の際の制限、異学年交流が難しいなどの問題が考えられると。

そして、小規模校の課題としてはクラス替えができない、体育などで一定の 人数による活動を行えないなどの問題がある。教育委員会としては、特に小規 模校の課題を重視して、課題について教育委員会としては大きく問題である、 小規模校のほうが問題であるという考えを持っていますという説明をいたして おります。

次のページになります。54ページです。

2番目として学校選択制、関連では自由選択制、あるいはブロック制、ある

いは特認校、そして、デュアルスクール。デュアルスクールというのは、要は 非常に短期間ですね、1か月とか、あるいは1週間とか、非常に短期間、ぽっ とよその学校の子がうちの学校に来るという制度について取り入れられないか という御質問がありました。デュアルスクール制度とか、あるいは校区を超え た制度に関しては、現行制度をちょっと超えた部分にあって、学校選択の自由 が高まるということはございますが、地域の実態、ニーズをしっかりと把握し て、利点と課題を十分に整理した上、今の制度との比較検討を行う必要がある と考えていると。

現在、市内では、他校区への通学を認めている制度としては3つございますと。1つ目が不登校児童の学校復帰を支援する、いわゆる特認校。2つ目が通学区域制度の弾力的運用ということで、隣接校に通学したほうが距離が短いということで選択を可能にしています。3つ目が保護者の諸事情により通学区域指定外の学校に行く、いわゆる校区外通学というもの。この3つでございますが、この3つについては、誰でも希望すれば自由に利用できる制度にはなっていないという説明をいたしております。

まずは通学方法や、施設や職員などの受入れ態勢、また、地域ごとの実情に 応じて市内での実施を考えた場合の課題を把握し、整理する必要があると。あ わせて、離島を除く過小規模校では現在、統合による課題の解消を進めておる ところであるため、通学区域の選択制を検討する上では学校統合との考え方の すり合わせといいますか、すみ分けが必要であるというところで研究し、整理 する必要があると考えていると答弁いたしております。

3番目です。不登校児の特認校は不登校にならないと行けないのか、もっと間口を広げられないかという御質問でした。現在、高島小で実施している特認校については、不登校の状態となった児童を対象とするという形で運用しております。

4番目に、通学時の問題、各教科書の問題など、全国的にはそういう条件を クリアして受け入れていると。制度として設計すれば、デュアルスクールで あったりとか学校の選択制というのも十分唐津市でも可能ではないかという御 質問を受けました。これに対しては、特認校については、今後、高島だけでは なくて他の学校でもできないかということは検討しています。また、完全に自由校区にするということは、学校規模適正化や人口流動の問題からすると非常に難しいと。要は大きな学校にどんどん人が集まって、小さな学校はどんどん減っていくというような状況になりかねないという意味で非常に難しいと捉えております。

また、ブロック制による対応は、従前からそういったことができないのかな と考えていますので、今後研究させていただきたいと答弁いたしております。

続きまして、56ページです。黒木初議員でございます。厳木小中の併設についてということで、来年4月の小中併設化に伴い、いろいろな課題があると思うが、課題解決に対しては大丈夫なのかといった趣旨で御質問なされました。

1番目です。教育環境や施設整備など必要な準備は順調に進んでいるのか。 これに対しては、来年4月に統合に向けて、今、順調に準備を進めております と。また、施設整備については、学校と協議の上、今年、所要の予算も措置し ておりますので、年度内に工事を実施したいと答弁しております。

2番目です。では、学校側や保護者側から新たな学校においての教育内容や施設整備に関する要望や意見はあったのかというところで、保護者側からは特に教育内容についてはなかったけれども、施設整備に関しては、まずは遊具の設置や、校舎についてはパソコン室の一部を特別支援学級に改修、手洗い場の増設、来年度使用する普通教室への空調設備の設置などの要望が上がっておると。屋内運動場については、ドアの改修、トイレの和便器から洋便器への改修の要望があったため、これらについて本年度工事を行うと答弁をいたしております。

3番目です。児童・生徒数が増えればトイレの数は基準を満たしているのかという質問でございますが、これについては、空気調和・衛生工学会が示す便器の適正器具数の算定に基づき算定したところ、改修後の便器の数については基準を満たしておりますと答弁いたしております。

4番目です。図書室の蔵書が増えることが想定されるが、司書を増やす対応 も必要ではないのかという質問に対しまして、図書室の移設の作業で一番手間 がかかるのが移設の前段で行う選書、どれを持っていくのかという本を選ぶ選 書の作業であると。この作業は令和5年度中の統合前に統合する3校でそれぞれ行うことから、図書事務員も今年度は3名で対応するため、統合後はほかの学校同様に職員1名で対応できるものと考えていると答弁いたしております。

5番目です。今後、特別支援学級が増加した場合、教師の確保や適正な環境を提供する対策はということで、厳木におきましては、今後、児童・生徒数の減少が進み、令和11年度には今年度と比較して小学校児童が約半数になると想定されております。このため、特別支援学級が増える可能性は現時点では低いと考えております。ただ、仮に増加した場合には、多目的室の一部の利用、あるいは既存教室の間仕切り等により対応を想定していると。いずれにしても、教室の活用方法について検討が必要になった場合は学校としっかり協議した上で対応していきたいと考えていると答弁いたしております。

6番目です。社会体育はどのような場所で行うのかというところで、現在、 厳木小においては屋内運動場、箞木小においては屋内運動場と屋外運動場が社 会体育で利用されております。閉校後の利用の要否、必要か否かということに ついては、ほかの施設へシフトするということも含めて統合準備委員会で協議、 あるいは各利用団体にも今御意見を伺っている途中であるという答弁をいたし ております。

黒木議員は以上でございます。

最後でございます。59ページです。大西議員です。こちらについては1項目、1問だけの質問です。観光行政についてということで、趣旨としては来年度の国スポ・全障スポ、これについて教育の観点からどう考えているかという御質問でございました。

本市の教育の重点項目、児童・生徒の健康な体づくりの推進というところに対して、国スポ大会は重点目標達成に向けて大きく寄与するものと考えております。委員会としては教育的効果を踏まえ、まず、学校観戦について、学校教育活動の一環として取扱いができますので、学校に対して積極的な観覧、応援を推奨していきますと。また、スポーツ局が行う応援のぼり旗、応援寄せ書き旗の製作その他、可能な限り協力をして、市を挙げた取組を支えてまいりたいと考えていると答弁をいたしております。

報告は以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

お疲れさまでした。

何か質問等ございませんか。いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、ありがとうございました。先へ参ります。

近代図書館のイベントについてお願いいたします。

〇近代図書館係長(松谷由香里君)

近代図書館から特別展「はしもとみお彫刻展」の開催についてお知らせいたします。

お手元の資料54ページを御覧ください。報告事項②のページになります。

近代図書館の特別展は例年秋に行っておりますが、今年は夏、7月から9月にかけて行います。動物肖像彫刻家、はしもとみおさんの展覧会で、代表作がそろう大きな規模の展覧会としては九州で初めての開催となります。

はしもとみおさんは1980年、兵庫県のお生まれで、現在は三重県在住で す。55ページに略歴や作家の言葉などを掲載しております。

はしもとさんの作品は、全て実在の動物をモデルにしていることが特徴です。 今回はヒグマやオランウータンなど大きな作品から10センチ足らずの小さな 作品まで、はしもとさんの代表作を中心に彫刻やスケッチ500点を超える作 品を一堂に展示します。会場内は全ての作品の写真撮影がオーケーとなってい ます。また、一部触ることができる作品をつくります。小さな子どもから御年 配の方まで楽しんでいただける内容となっております。

会期が7月22日の土曜日から9月10日の日曜日まで、休館日は毎週月曜日です。会期のほとんどが子どもたちの夏休みに重なります。

入場料は一般の方が500円、唐津市内の75歳以上の方は250円です。 高校生以下の子どもは全て無料としております。障害者手帳を持っている人と 同行者1人も無料になります。会期中には関連イベントや音楽ライブのユー チューブ配信などを行います。詳しくは55ページの下のほうを御覧になって ください。動物柄の洋服や小物を身につけてきた人には図書館のしおりをプレゼントするという企画もいたします。

現在、市役所の玄関エントランスホールの南側に告知コーナーを設置しております。大きなパネルを立てています。また、大型ビジョンでは複数の動画の放映も行っております。この機会に皆様にぜひ展覧会を御覧いただきたく、また、お知り合いの方々など多くの方にお声かけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

8月11日から音楽ライブ配信があるのですね。

〇近代図書館係長(松谷由香里君)

会場の中で7月の休館日に、はしもとみおさんもバイオリンで登場される3 人のライブを収録いたしまして、それをユーチューブで配信すると。どなたで もアクセスすることができるというライブにしています。

〇教育長 (栗原宣康君)

それが11日から見られるということですか。

〇近代図書館係長(松谷由香里君)

はい。8月11日からライブ配信ということで、唐津市のホームページなど からもリンクを飛ばすようにお願いしたいと思っています。

〇教育長 (栗原宣康君)

11日のギャラリートークと併せて、そこはよさそうですね。

〇近代図書館係長(松谷由香里君)

はい。ライブはその後もずっと見ることができますので、はしもとみおさんの特設のユーチューブチャンネルがございますので、そちらでいつでも見ることができるようになっています。

〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございました。

共済及び後援について、教育総務課お願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。56ページをお願いいたします。

共済及び後援につきましては、共済7件、後援15件の合計22件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

行事予定についてお願いします。

〇教育総務課長(森 德雄君)

教育総務課でございます。58ページをお願いします。

令和5年6月23日から令和5年7月21日までの主な行事予定でございます。

6月26日月曜から学校訪問が始まりまして、教育長、教育委員さんの御参加となります。個別の日程につきましては一覧表で御確認ください。

6月30日金曜日、佐賀県市町教育委員会連合会定期総会・研修会が佐賀市 のグランデはがくれでございまして、教育長と全教育委員さんの参加予定でご ざいます。

7月20日木曜日は第1学期の終業式でございます。

その他の行事予定につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認 いただきたいと思います。

以上でございます。

〇教育長 (栗原宣康君)

教育委員さん方、6月30日は大丈夫ですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございます。この日は、後の会は予定に入っていないというふう に思っております。

それから、学校訪問の参加の問合せは学校教育課からもうあっていますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

ありがとうございます。

ちょっと今、併せて御報告しておきますが、まだ書類は来ておりませんが、 8月25日金曜日です。西部地区の地教委連の研修会がございます。西部地区ですので、杵西地区、藤津・鹿島地区なんですけれども、そこに9つの地教委がありますが、そこの地教委連絡協議会がやっておりますけれども、それに今度、御都合がつかれたら北部地区からも御参加されませんかという御案内があっています。もうしばらくしたら案内が来ると思います。教育委員さんたち同士の交流ができる機会はなかなかないので、そういう御案内が間もなくありますので、多分午後からの日程だと思いますけれども、ちょっと頭にお留め置きいただければと思います。

その他、報告事項はありませんか。市民センターもいいですか、ないですか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、次回の定例教育委員会の日程でございますが、7月27日木曜日 14時からここで開催させていただこうと思っております。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

お願いします。

それでは、公開の審議を終了いたします。

【非公開審議】

・議案第48号 唐津市立学校通学区域審議会委員の委嘱について 教育副部長兼教育企画課長が説明した。

議案第48号は原案通り可決された。

・議案第49号 唐津市いじめ問題対策委員会委員の解任及び任命について 学校教育課長が説明した。

議案第49号は原案通り可決された。

・議案第50号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

学校給食課長が説明した。

議案第50号は原案通り可決された。

・議案第51号 唐津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。

議案第51号は原案通り可決された。

【公開審議】

最後に協議事項に参ります。

唐津市立学校通学審議会に対する諮問について、事務局お願いします。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

教育企画課でございます。議案集第2の13ページをお願いいたします。

先ほど委員委嘱の承認をいただきました唐津市立学校通学区域審議会に対します諮問についてでございます。

審議会会長への諮問書(案)について、読み上げて提案させていただきます。

唐津市立学校通学区域について (諮問)

全国的な人口減少と少子高齢化に伴う児童生徒数の減少が続く中、市内の人口分布の変動等による1学年1学級校の増加や、大規模校・過大規模校への問題、また、特別支援学級の急増による教室不足の問題など、小学校及び中学校の通学区域について、今後のより良い教育環境整備を目指すために、調査検討を行う必要があると考えております。

従いまして、市内全域の小学校及び中学校の通学区域の在り方について、唐 津市立学校通学区域審議会のご意見をお伺いいたしたく、唐津市立学校通学区 域審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

といった内容となっております。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

〇教育長 (栗原宣康君)

通学区域審議会の予定というか、どれぐらいの予定をしとるとかな。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

令和5年度に4回と、また、令和6年度に5回、これは前回の平成18年、 19年のときがそういった予定でされておりました。今回も審議の内容によっ て多少回数の変更はあるかと思います。今のところ、そういった予定でしてお ります。

〇教育長 (栗原宣康君)

5年に4回。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

はい。

〇教育長 (栗原宣康君)

6年に。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

5回程度できればと思っております。

〇教育長 (栗原宣康君)

いわば5年から6年にかけて、2か年をかけてまとめてもらって、諮問、答申をその後で、6年の終わりぐらいをめどにするという感じですかね。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

そうですね。

〇教育長 (栗原官康君)

この諮問の、これは何というか、大きなものを含んだ表現になっているので、では、よろしくお願いしますで、いろんな資料がこれにつくわけですよね。どんな形で進んでいくのか。例えば、この審議会委員になられた人も来られて、何の意見を言うのか、大規模校解消の課題なのか、あるいはもちろん、一つは小規模校の統合等の問題もあるでしょうね。そのほか、どういった視点なのかというのは、またポイントを示していくんですかね。

〇教育副部長兼教育企画課長(白水哲也君)

前回の平成18年、19年の折は、市町村合併後すぐの時期でもございまして、今進めております統廃合とか、そういった全体的な視点が主立ったもの

だったかと思います。今、ある程度そちらの協議のほうも進めておる中で、今申し上げた1学年1学級校の増加とか、そういったところの目線で資料等もお示しをしながら、今後の区域の在り方というものを皆様からも意見をいただきながら、答申のほうをいただければというふうに考えております。

以上です。

〇教育部長(中山 誠君)

先ほど副部長の答弁にもありましたとおり、前回、平成18、19年の通学 区域審議会の答申の内容といたしましては、1学年1学級の解消というものを 掲げておったわけですけれども、実際は細かいところ、どこ小学校とどこ小学 校を統合、どこ中学校とどこ中学校を統合みたいな細かいピンポイントを狙っ た形での、実際に学校名を挙げた内容でありました。

ただ、今回については、平成19年度の答申以降、1学年1学級の解消というよりも複式学級の解消というものが主眼になってきたプロセスがございます。現時点で答申以降、複式学級が残るところ、今進んでいる3校区の統合が進めば、最終的に残るのは今のところ離島を除けば東唐津と伊岐佐小学校になるんですけれども、次回の通学審議会の中ではそういったピンポイントというのは、今やっても意味がないとまではあ言えませんが、もっと大きなところですね、唐津市全体で、例えば、先ほど校区ブロック割というお話が出ましたけれども、唐津市の中でこのブロックとこのブロックとこのブロックみたいな感じで、特性とか児童・生徒数の増減、減少の状況や今後の推計に応じて、ここは増えていっている、ここは減っていっているというところがある中で、どことどこを一緒のブロックにするのか、旧町村のエリアにとらわれず、またいだ形でもいいと思うんですよ。そういったブロックをつくって、例えば、このブロックでは小学校と小学校を統合、あるいはこのブロックでは距離的な問題とかがあって小中併設校を推進していこうというブロックでとの考え方になっていくのかなと。そういった形での資料の提示をさせていただく必要があるのかなと。

要は、前回の答申についてはピンポイント、点的なものであって、今回お願いしたいのは面的な、唐津市全体を見据えた上で、あるいは今後の人口の減少推移まで見据えた上で、もう一つ言えば特別支援学級の増加も踏まえたところ

での器としての校舎にどのぐらいのキャパがあるのかということまで含めたところで、総合的な判断をする必要があると考えています。ですので、それに必要な資料の提示というものをする必要があると。

1学年1学級の解消、大規模校の解消といった漠然としたことだけをお出し しても委員さんの御審議には当然至らないと思いますので、それを審議するの に足る材料、先ほど申し上げたような内容の材料を提示させていただいて御審 議いただきたいと考えています。

以上です。

〇教育長 (栗原宣康君)

実際には課題がたくさんあるかなというふうに思っています。

ということで、御協議ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたが、何か報告等ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇教育長 (栗原宣康君)

それでは、6月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。